

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年11月13日(2008.11.13)

【公表番号】特表2004-512292(P2004-512292A)

【公表日】平成16年4月22日(2004.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-016

【出願番号】特願2002-537272(P2002-537272)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/30	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 K	8/72	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	1/10	(2006.01)
A 6 1 Q	5/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	7/00	C
A 6 1 K	7/00	D
A 6 1 K	7/00	J
A 6 1 K	7/032	
A 6 1 K	7/06	

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月25日(2008.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】(a) (i) C<sub>4</sub> ~ C<sub>18</sub>直鎖および/または分枝鎖アルキルアルコールの(メタ)アクリレートエステル約10~85重量%と、

(ii) 6~20個の炭素原子を含有する飽和または不飽和環式アルコールの(メタ)アクリレートエステル約10~70重量%とを含む少なくとも1つの共重合体、および(b)水、C<sub>1</sub>~C<sub>4</sub>分枝鎖または直鎖脂肪族アルコール、およびそれらの組合せからなる群より選択される、水性担体、溶剤、またはビヒクル構成要素を含む水性エマルジョンまたは分散体形態の組成物であって、

マスカラ、ファンデーション、ほお紅、粉おしろい、アイライナー、アイシャドウ、口紅、虫よけ、マニキュア、皮膚保湿剤、スキンクリーム、ボディローション、および日焼け止め剤からなる群より選択される、化粧品およびパーソナルケア用途で使用される組成物。

【請求項2】前記(a)(i)構成要素が、イソオクチル(メタ)アクリレート、n-ブチル(メタ)アクリレート、イソブチルアクリレート、t-ブチル(メタ)アクリレート、2-メチルブチルアクリレート、2-エチルヘキシル(メタ)アクリレート、n-オクチル(メタ)アクリレート、イソノニル(メタ)アクリレート、ラウリル(メタ)アクリレート、オクタデシル(メタ)アクリレート、およびそれらの組合せからなる群より選択され、前記(a)(ii)構成要素が、ビシクロ[2.2.1]ヘプチル(メタ)アクリレート、アダマンチル(メタ)アクリレート、3,5-ジメチルアダマンチル(メタ)アクリレート、イソボルニル(メタ)アクリレート、トリル(メタ)アクリレート、フェニル(メタ)アクリレート、t-ブチルフェニル(メタ)アクリレート、2-ナフ

チル(メタ)アクリレート、ベンジルメタクリレート、シクロヘキシリメタクリレート、メンチルメタクリレート、3,3,5-トリメチルシクロヘキシリメタクリレート、ジシクロペンテニル(メタ)アクリレート、2-(ジシクロペンテニルオキシ)エチル(メタ)アクリレート、およびそれらの組合せからなる群より選択される、前記共重合体が約20重量%までの親水性モノマーをさらに含み、前記親水性モノマーが、アクリル酸、メタクリル酸、N-ビニル-2-ピロリドン、およびそれらの組合せからなる群より選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】 前記組成物がフィルムに成形され、前記フィルムをASTM D2979-95に従って試験すると約50g未満の粘着力を有し、前記フィルムをASTM D4338-97に従って試験すると可撓性試験に合格する、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】 35 未満のT<sub>g</sub>を有する請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。